

広島市建設工事競争入札取扱要綱別表の2の注3の規定により市長が別に定める令和8年度における工事成績が特に優良な事業者を定める件  
(令和8年3月24日制定)

広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行）別表の2の注3の規定に基づき、市長が別に定める令和8年度における工事成績が特に優良な事業者を、次のように定める。

広島市建設工事競争入札取扱要綱別表の2の注3の規定により市長が別に定める令和8年度における工事成績が特に優良な事業者とは、次の(1)から(4)までに掲げる条件を全て備える事業者とする。

- (1) 令和6年又は令和7年の完成工事平均成績の点数のいずれかが工種ごとに次表に定める点数以上であること。

工種	令和6年	令和7年
土木一式工事	83点	83点
建築一式工事	79点	77点
電気工事	78点	78点
管工事	78点	78点
舗装工事	83点	82点

- (2) 令和6年及び令和7年の当該工種に係る完成工事平均成績の点数がいずれも65点未満でないこと。
- (3) 令和7年度及び令和8年度において指名停止措置を受けている期間がないこと。
- (4) 令和7年度及び令和8年度に完成した全ての工種の工事に係る完成工事成績の点数に60点未満のものがないこと。

附 則

この定めは、令和8年4月1日から施行し、同日から令和9年3月31日までの間に公告等を行う工事の入札案件について適用する。